

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果

最小項目別評価

令和元年7月

岡山県

次
目

| | | | |
|----------------------------|-------|---|--------------------------------------|
| 1 法人の概要 | P- 1 | 3 医療の質及び安全の確保 (1) 医療水準の向上 (2) 医療安全対策の徹底・検証 (3) 患者の自立と社会参加への取組の強化 (4) 地域医療連携の強化 (5) 訪問・通所型医療の提供 | P-18 P-19 P-20 P-23 P-25 |
| 2 平成30年度に係る業務の実績に関する自己評価結果 | P- 1 | 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 長期的な視点に立つた病院経営戦略の構築 2 業務運営執行について (1) 委託、売買、請負等の契約について (2) 収入の確保 | P-27 P-28 P-29 |
| 3 中期計画の各項目ごとの実施状況 | | 第5 財務内容の改善に関する事項 1 予算、収支計画及び資金計画 2 短期借入金の限度額 3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 4 剰余金の用途 5 料金に関する事項 | P-30 P-31 P-31 P-31 |
| 第3 精神科医療の中核病院としての役割の発揮 | P- 3 | 第6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び医療機器の整備と人事管理 2 適正な就労環境の整備 3 情報管理の徹底 4 中期目標の期間を超える債務負担 5 積立金の用途 | P-32 P-33 P-33 P-34 P-34 |
| 1 法人登記の年月日 | (1) | 1 政策的医療の推進 (2) 児童・思春期精神科医療の充実 (3) 精神科医療水準の向上 (4) 精神科医療普及 (5) 災害対策 | P-7 P-9 P-12 |
| 2 法人登記の年月日 | (2) | 2 患者や家族の視点に立った医療の提供 (1) 患者の権利を尊重した医療の提供 (2) 患者・家族の満足度の向上 | P-13 P-15 P-17 |
| 3 法人登記の年月日 | (3) | | 別紙1～別紙3 |
| 4 法人登記の年月日 | (4) | | |
| 5 法人登記の年月日 | (5) | | |
| 6 法人登記の年月日 | (6) | | |
| 7 法人登記の年月日 | (7) | | |
| 8 法人登記の年月日 | (8) | | |
| 9 法人登記の年月日 | (9) | | |
| 10 法人登記の年月日 | (10) | | |
| 11 法人登記の年月日 | (11) | | |
| 12 法人登記の年月日 | (12) | | |
| 13 法人登記の年月日 | (13) | | |
| 14 法人登記の年月日 | (14) | | |
| 15 法人登記の年月日 | (15) | | |
| 16 法人登記の年月日 | (16) | | |
| 17 法人登記の年月日 | (17) | | |
| 18 法人登記の年月日 | (18) | | |
| 19 法人登記の年月日 | (19) | | |
| 20 法人登記の年月日 | (20) | | |
| 21 法人登記の年月日 | (21) | | |
| 22 法人登記の年月日 | (22) | | |
| 23 法人登記の年月日 | (23) | | |
| 24 法人登記の年月日 | (24) | | |
| 25 法人登記の年月日 | (25) | | |
| 26 法人登記の年月日 | (26) | | |
| 27 法人登記の年月日 | (27) | | |
| 28 法人登記の年月日 | (28) | | |
| 29 法人登記の年月日 | (29) | | |
| 30 法人登記の年月日 | (30) | | |
| 31 法人登記の年月日 | (31) | | |
| 32 法人登記の年月日 | (32) | | |
| 33 法人登記の年月日 | (33) | | |
| 34 法人登記の年月日 | (34) | | |
| 35 法人登記の年月日 | (35) | | |
| 36 法人登記の年月日 | (36) | | |
| 37 法人登記の年月日 | (37) | | |
| 38 法人登記の年月日 | (38) | | |
| 39 法人登記の年月日 | (39) | | |
| 40 法人登記の年月日 | (40) | | |
| 41 法人登記の年月日 | (41) | | |
| 42 法人登記の年月日 | (42) | | |
| 43 法人登記の年月日 | (43) | | |
| 44 法人登記の年月日 | (44) | | |
| 45 法人登記の年月日 | (45) | | |
| 46 法人登記の年月日 | (46) | | |
| 47 法人登記の年月日 | (47) | | |
| 48 法人登記の年月日 | (48) | | |
| 49 法人登記の年月日 | (49) | | |
| 50 法人登記の年月日 | (50) | | |
| 51 法人登記の年月日 | (51) | | |
| 52 法人登記の年月日 | (52) | | |
| 53 法人登記の年月日 | (53) | | |
| 54 法人登記の年月日 | (54) | | |
| 55 法人登記の年月日 | (55) | | |
| 56 法人登記の年月日 | (56) | | |
| 57 法人登記の年月日 | (57) | | |
| 58 法人登記の年月日 | (58) | | |
| 59 法人登記の年月日 | (59) | | |
| 60 法人登記の年月日 | (60) | | |
| 61 法人登記の年月日 | (61) | | |
| 62 法人登記の年月日 | (62) | | |
| 63 法人登記の年月日 | (63) | | |
| 64 法人登記の年月日 | (64) | | |
| 65 法人登記の年月日 | (65) | | |
| 66 法人登記の年月日 | (66) | | |
| 67 法人登記の年月日 | (67) | | |
| 68 法人登記の年月日 | (68) | | |
| 69 法人登記の年月日 | (69) | | |
| 70 法人登記の年月日 | (70) | | |
| 71 法人登記の年月日 | (71) | | |
| 72 法人登記の年月日 | (72) | | |
| 73 法人登記の年月日 | (73) | | |
| 74 法人登記の年月日 | (74) | | |
| 75 法人登記の年月日 | (75) | | |
| 76 法人登記の年月日 | (76) | | |
| 77 法人登記の年月日 | (77) | | |
| 78 法人登記の年月日 | (78) | | |
| 79 法人登記の年月日 | (79) | | |
| 80 法人登記の年月日 | (80) | | |
| 81 法人登記の年月日 | (81) | | |
| 82 法人登記の年月日 | (82) | | |
| 83 法人登記の年月日 | (83) | | |
| 84 法人登記の年月日 | (84) | | |
| 85 法人登記の年月日 | (85) | | |
| 86 法人登記の年月日 | (86) | | |
| 87 法人登記の年月日 | (87) | | |
| 88 法人登記の年月日 | (88) | | |
| 89 法人登記の年月日 | (89) | | |
| 90 法人登記の年月日 | (90) | | |
| 91 法人登記の年月日 | (91) | | |
| 92 法人登記の年月日 | (92) | | |
| 93 法人登記の年月日 | (93) | | |
| 94 法人登記の年月日 | (94) | | |
| 95 法人登記の年月日 | (95) | | |
| 96 法人登記の年月日 | (96) | | |
| 97 法人登記の年月日 | (97) | | |
| 98 法人登記の年月日 | (98) | | |
| 99 法人登記の年月日 | (99) | | |
| 100 法人登記の年月日 | (100) | | |
| 101 法人登記の年月日 | (101) | | |
| 102 法人登記の年月日 | (102) | | |
| 103 法人登記の年月日 | (103) | | |
| 104 法人登記の年月日 | (104) | | |
| 105 法人登記の年月日 | (105) | | |
| 106 法人登記の年月日 | (106) | | |
| 107 法人登記の年月日 | (107) | | |
| 108 法人登記の年月日 | (108) | | |
| 109 法人登記の年月日 | (109) | | |
| 110 法人登記の年月日 | (110) | | |
| 111 法人登記の年月日 | (111) | | |
| 112 法人登記の年月日 | (112) | | |
| 113 法人登記の年月日 | (113) | | |
| 114 法人登記の年月日 | (114) | | |
| 115 法人登記の年月日 | (115) | | |
| 116 法人登記の年月日 | (116) | | |
| 117 法人登記の年月日 | (117) | | |
| 118 法人登記の年月日 | (118) | | |
| 119 法人登記の年月日 | (119) | | |
| 120 法人登記の年月日 | (120) | | |
| 121 法人登記の年月日 | (121) | | |
| 122 法人登記の年月日 | (122) | | |
| 123 法人登記の年月日 | (123) | | |
| 124 法人登記の年月日 | (124) | | |
| 125 法人登記の年月日 | (125) | | |
| 126 法人登記の年月日 | (126) | | |
| 127 法人登記の年月日 | (127) | | |
| 128 法人登記の年月日 | (128) | | |
| 129 法人登記の年月日 | (129) | | |
| 130 法人登記の年月日 | (130) | | |
| 131 法人登記の年月日 | (131) | | |
| 132 法人登記の年月日 | (132) | | |
| 133 法人登記の年月日 | (133) | | |
| 134 法人登記の年月日 | (134) | | |
| 135 法人登記の年月日 | (135) | | |
| 136 法人登記の年月日 | (136) | | |
| 137 法人登記の年月日 | (137) | | |
| 138 法人登記の年月日 | (138) | | |
| 139 法人登記の年月日 | (139) | | |
| 140 法人登記の年月日 | (140) | | |
| 141 法人登記の年月日 | (141) | | |
| 142 法人登記の年月日 | (142) | | |
| 143 法人登記の年月日 | (143) | | |
| 144 法人登記の年月日 | (144) | | |
| 145 法人登記の年月日 | (145) | | |
| 146 法人登記の年月日 | (146) | | |
| 147 法人登記の年月日 | (147) | | |
| 148 法人登記の年月日 | (148) | | |
| 149 法人登記の年月日 | (149) | | |
| 150 法人登記の年月日 | (150) | | |
| 151 法人登記の年月日 | (151) | | |
| 152 法人登記の年月日 | (152) | | |
| 153 法人登記の年月日 | (153) | | |
| 154 法人登記の年月日 | (154) | | |
| 155 法人登記の年月日 | (155) | | |
| 156 法人登記の年月日 | (156) | | |
| 157 法人登記の年月日 | (157) | | |
| 158 法人登記の年月日 | (158) | | |
| 159 法人登記の年月日 | (159) | | |
| 160 法人登記の年月日 | (160) | | |
| 161 法人登記の年月日 | (161) | | |
| 162 法人登記の年月日 | (162) | | |
| 163 法人登記の年月日 | (163) | | |
| 164 法人登記の年月日 | (164) | | |
| 165 法人登記の年月日 | (165) | | |
| 166 法人登記の年月日 | (166) | | |
| 167 法人登記の年月日 | (167) | | |
| 168 法人登記の年月日 | (168) | | |
| 169 法人登記の年月日 | (169) | | |
| 170 法人登記の年月日 | (170) | | |
| 171 法人登記の年月日 | (171) | | |
| 172 法人登記の年月日 | (172) | | |
| 173 法人登記の年月日 | (173) | | |
| 174 法人登記の年月日 | (174) | | |
| 175 法人登記の年月日 | (175) | | |
| 176 法人登記の年月日 | (176) | | |
| 177 法人登記の年月日 | (177) | | |
| 178 法人登記の年月日 | (178) | | |
| 179 法人登記の年月日 | (179) | | |
| 180 法人登記の年月日 | (180) | | |
| 181 法人登記の年月日 | (181) | | |
| 182 法人登記の年月日 | (182) | | |
| 183 法人登記の年月日 | (183) | | |
| 184 法人登記の年月日 | (184) | | |
| 185 法人登記の年月日 | (185) | | |
| 186 法人登記の年月日 | (186) | | |
| 187 法人登記の年月日 | (187) | | |
| 188 法人登記の年月日 | (188) | | |
| 189 法人登記の年月日 | (189) | | |
| 190 法人登記の年月日 | (190) | | |
| 191 法人登記の年月日 | (191) | | |
| 192 法人登記の年月日 | (192) | | |
| 193 法人登記の年月日 | (193) | | |
| 194 法人登記の年月日 | (194) | | |
| 195 法人登記の年月日 | (195) | | |
| 196 法人登記の年月日 | (196) | | |
| 197 法人登記の年月日 | (197) | | |
| 198 法人登記の年月日 | (198) | | |
| 199 法人登記の年月日 | (199) | | |
| 200 法人登記の年月日 | (200) | | |
| 201 法人登記の年月日 | (201) | | |
| 202 法人登記の年月日 | (202) | | |
| 203 法人登記の年月日 | (203) | | |
| 204 法人登記の年月日 | (204) | | |
| 205 法人登記の年月日 | (205) | | |
| 206 法人登記の年月日 | (206) | | |
| 207 法人登記の年月日 | (207) | | |
| 208 法人登記の年月日 | (208) | | |
| 209 法人登記の年月日 | (209) | | |
| 210 法人登記の年月日 | (210) | | |
| 211 法人登記の年月日 | (211) | | |
| 212 法人登記の年月日 | (212) | | |
| 213 法人登記の年月日 | (213) | | |
| 214 法人登記の年月日 | (214) | | |
| 215 法人登記の年月日 | (215) | | |
| 216 法人登記の年月日 | (216) | | |
| 217 法人登記の年月日 | (217) | | |
| 218 法人登記の年月日 | (218) | | |
| 219 法人登記の年月日 | (219) | | |
| 220 法人登記の年月日 | (220) | | |
| 221 法人登記の年月日 | (221) | | |
| 222 法人登記の年月日 | (222) | | |
| 223 法人登記の年月日 | (223) | | |
| 224 法人登記の年月日 | (224) | | |
| 225 法人登記の年月日 | (225) | | |
| 226 法人登記の年月日 | (226) | | |
| 227 法人登記の年月日 | (227) | | |
| 228 法人登記の年月日 | (228) | | |
| 229 法人登記の年月日 | (229) | | |
| 230 法人登記の年月日 | (230) | | |
| 231 法人登記の年月日 | (231) | | |
| 232 法人登記の年月日 | (232) | | |
| 233 法人登記の年月日 | (233) | | |
| 234 法人登記の年月日 | (234) | | |
| 235 法人登記の年月日 | (235) | | |
| 236 法人登記の年月日 | (236) | | |
| 237 法人登記の年月日 | (237) | | |
| 238 法人登記の年月日 | (238) | | |
| 239 法人登記の年月日 | (239) | | |
| 240 法人登記の年月日 | (240) | | |
| 241 法人登記の年月日 | (241) | | |
| 242 法人登記の年月日 | (242) | | |
| 243 法人登記の年月日 | (243) | | |
| 244 法人登記の年月日 | (244) | | |
| 245 法人登記の年月日 | (245) | | |
| 246 法人登記の年月日 | (246) | | |
| 247 法人登記の年月日 | (247) | | |
| 248 法人登記の年月日 | (248) | | |
| 249 法人登記の年月日 | (249) | | |
| 250 法人登記の年月日 | (250) | | |
| 251 法人登記の年月日 | (251) | | |
| 252 法人登記の年月日 | (252) | | |
| 253 法人登記の年月日 | (253) | | |
| 254 法人登記の年月日 | (254) | | |
| 255 法人登記の年月日 | (255) | | |
| 256 法人登記の年月日 | (256) | | |
| 257 法人登記の年月日 | (257) | | |
| 258 法人登記の年月日 | (258) | | |
| 259 法人登記の年月日 | (259) | | |
| 260 法人登記の年月日 | (260) | | |
| 261 法人登記の年月日 | (261) | | |
| 262 法人登記の年月日 | (262) | | |
| 263 法人登記の年月日 | (263) | | |
| 264 法人登記の年月日 | (264) | | |
| 265 法人登記の年月日 | (265) | | |
| 266 法人登記の年月日 | (266) | | |
| 267 法人登記の年月日 | (267) | | |
| 268 法人登記の年月日 | (268) | | |
| 269 法人登記の年月日 | (269) | | |
| 270 法人登記の年月日 | (270) | | |
| 271 法人登記の年月日 | (271) | | |
| 272 法人登記の年月日 | (272) | | |
| 273 法人登記の年月日 | (273) | | |
| 274 法人登記の年月日 | (274) | | |
| 275 法人登記の年月日 | (275) | | |
| 276 法人登記の年月日 | (276) | | |
| 277 法人登記の年月日 | (277) | | </ |

※ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターより提出のあった、「平成30年度に係る業務の実績に関する報告書」の一部を活用し、「最小項目別評価」を行った。

1 法人の概要

省略

2 平成30年度に係る業務の実績に関する自己評価結果

省略

3 中期計画の各項目ごとの実施状況

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

- 中 期 目 標
- ①政策的医療の推進
精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。
 - ②児童・思春期精神科医療の充実
精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するため、診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくりを行ない、児童・思春期専門研修とともに連携による一貫した支援に努めること。
 - ③精神科医療水準の向上
精神科医療従事者研修、医療・養成に取り組むなど精神科医療水準の向上を図ること。
また、児童虐待、発達障害者に対する精神科救急や精神科整備とともに、精神科臨床研修を通じ、積極的に精神科医療水準の向上を図ること。
 - ④精神科医療及び精神保健医療計画
精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及、必要な人材の確保やICTの活用などを検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与すること。
また、「岡山県保健医療計画」に基づき外来・訪問支援等の体制の充実を図ること。
 - ⑤災害対策
精神科医療機関としての役割に加え地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み、このバリアフリーを推進しあるいが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。
⑥災害など重大な危害が発生した場合には、県の災害時精神科医療の中核病院として、「災害派遣精神医療チーム（D.P.A.T.）」の中心的な役割を果たすこと。

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|--|---|---|-------------------|----------|---------|
| | | 実 施 状 況 | 評 価 | | | |
| 1 | <p>(1) 政策的医療の推進</p> <p>① 良質で高度な医療の提供</p> <p>・精神科医療の中核病院として 高度な判断を要する患者者及び 対応困難な患者に対するため良質 社会復帰を実現するため良質 高度な医療の充実を図り良質 高度な医療の提供を行う。</p> | <p>○「難治性精神疾患地域連携体制整備事業」を継続し連携体制の強化を図り、クロザピン治療の普及啓発用ツールの改訂を実施する。また、クロザピン血中濃度ベース構築を目指す。</p> | <p>○クロザピン血中濃度測定を約200件実施し、精度向上に努めるとともに、クロザピン治療の啓発用リーフレットを改訂し、岡山県内の精神科医療機関に配布した。また情報共有クラウドサービス「Kintone」を導入し、2月に連携会議、3月に先行事例研究会を実施し、医療機関連携ネットワーク体制を強化した。</p> | 4 | 4 | |

| | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|---|---|--|--|--------|-----|------|
| 2 | <p>精神疾患の重症化を予防するため、早期から密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。</p> | <p>○初回エピソード精神病患者のケースマネージメント会議で、退院後に訪問支援が必要と判断された方を対象に訪問看護の説明を行い、ニーズに応じた支援導入を行う。</p> <p>○初回エピソード精神病患者のケースマネージメント会議を通して、必要な方のデイケア利用を導入する。</p> <p>○初発精神病患者の家族支援として、家族心理教育を実施する。 目標：2クール／年</p> | <p>○初回エピソード精神病患者を対象とした訪問看護導入件数 <u>25事例</u></p> <p>○初回エピソード精神病患者を対象としたデイケア導入件数 <u>11事例</u></p> <p>○2クール／年（6～9月、12月～3月）家族心理教育を実施した。</p> | 4 | 4 | |
| 3 | <p>・公立病院として求められる役割を明確にして、政策的医療の推進について着実に取り組む。</p> | <p>○院外処方箋の一般名処方を開始する。</p> <p>○患者負担の軽減のため、ジェネリック医薬品の使用を促進する。 目標：（数量シェア）85%以上</p> <p>○依存症治療拠点機関としての取り組みをする ・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存、ネット依存を始めとした様々な依存に対する治療支援体制の継続と改善をする。</p> <p>目標：研修会の開催：年3回以上 出張講座の開催：年3回以上</p> | <p>○6月より一般名処方にて運用を開始した。</p> <p>○毎月の使用数量シェア90%以上を維持した。 年間使用数量シェア 93.3%</p> <p>○研修会 計5回実施： 「依存症の理解」（7月）、「依存症とマインドフルネス」（10月）、「依存症とプログラム」（12月）、「依存症と動機づけ面接法」（2月）、「依存症とマインドフルネス」（3月） 出張講座 計2回実施： 玉野市（備前保健所圏域 8月）、高梁市（備北保健所圏域 3月） 災害の影響のため、依頼が少なかった。</p> | 4 | 4 | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 県 法 人 自 己 評 価 | 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|---|---|-----|---------|
| 4 | <p>②精神科救急医療の充実・決して断らない病院として、精神科救急患者を24時間365日受け入れる体制を整備し、精神科医療の中核としての役割を果たす。</p> <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> | <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> | <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> <p>○救急患者を不斷く、入院が必要な患者に適切な病棟で受けられる。 目標：精神科救急算定患者数 1日平均87人以上(101床) (内訳：西3入院棟47床 西4入院棟40床)</p> | 4 | 4 |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---|--|--|--------------|----------|---------|
| 5 ③心神喪失者等医療観察法に関する医療対象者に対する充実化の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を図ることを通じて、院内医療対象者に対する病状の観察所等の関係機関と連携して地域での生活支援を行う。 | <p>○早期社会復帰に向けた医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院初期から家族や関係機関との連携、協議をした治療計画を立て、退院後の生活を見通し、より専門的な心理社会的治療を実施する。 ・多職種チームで退院後の生活安定を図る。 ・県内外の指定通院医療機関と連携し、入院処遇対象者の社会復帰を促進させる。 ・治療物治療の早期見極めを行いうだけではなく、円滑な地域移行を行ふ。 ・治療物治療の使用を積極的に行うだけでなく、精神の使用を留意する。 <p>目標：司法精神病入院棟患者の50%に使用</p> | <p>○早期社会復帰に向けた取り組みとして、指定通院医療機関、保険観察所などと連携し、年間11名の地域移行を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅や単身アパート、施設など直接福祉法による入院形態をとりながら、地域移行まで調整したケースが4名であり、全体的に円滑な地域調整を行つた。司法精神病入院患者33名中18名(54%)にクロスピンを使用した。 ・また、退院した11名の対象者のうち7名にクロスピンの使用を行い、今後も治療抵抗性の回復を促進していく。 | 4 | 4 | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|--|---|-------|---------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○通院処遇対象者へのデイケア ・通院処遇対象者の地域生活支援として、デイケアにおいて生活・就労支援を実施する。 ○通院処遇対象者への訪問看護 <ul style="list-style-type: none"> ・通院処遇対象者の地域における治療継続と安定した生活を支えるため、家族や行政機関と連携しながら訪問看護に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○通院処遇対象者3名を受け入れ、また、入院中からのティケア体験利用も2名の受け入れを行った。 ○通院処遇対象者7名中4名に訪問看護を行い、生活の安定を図るとともに、入院中から、面接や外泊中の訪問などをを行い、通院処遇時の関係構築に取り組んだ。 | | | |
| 6 | <p>(2)児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>①専門治療機能の充実</p> <p>・「子どもも心の拠点病院」として専門治療機能を充実する医師とともに発達障害に携わる医師・専門職の育成を図り全県的なネットワークづくりを行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・思春期外来プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・当センター通院中の小学生から中学校卒業年齢を対象に、集団活動を通じて個々の発達課題の習得や自己理解に向けた支援を行う。 ・当センター通院中の子どもを持つ家族を対象に、本人理解や家庭同士の情報交換、ピアサポートなどの支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・思春期外来プログラムとして、小学生を対象に感情学習プログラムを4日間実施し、延べ20名参加した。 ・中学生を対象にしたコミュニケーションプログラムを4日間実施し、延べ30名参加した。 ・家庭支援として、デイケアでのネット依存プログラムを実施し、延べ84家族が参加するとともに、入院した児童の家族を対象にピア会を9回開催し、延べ30名が参加した。 | 4 | 4 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○「子ども之心」の診療ネットワーク事業 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、県内の関係機関相互の連携と専門職の育成を図り、県内の支援体制を強化する。 目標：児童相談所、児童自立支援施設、教育委員会、家庭裁判所等への医師の派遣 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの心の診療ネットワーク事業として、県内の支援体制強化するため、児童自立支援施設成徳学園・岡山市教育委員会・西支援学校・県教育委員会検診審査会に医師の派遣を行った。 ・保健・福祉・教育関係者を対象とした研修会を年6回開催した。 ・医療関係者の実習受入 75名 ・年19回臨床心理士の派遣を行った。(岡山市乳幼児健診7回、岡山県発達相談12回) | | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|--|--|-----------|-------|---------|
| 7 | <p>②総合支援システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害などの精神的な疾患の増加に対応するため、相談・市町村・学校・児童施設・診療所等との連携を「面」として整備する。「岡山県モデル」の推進に協力し、子どもや家族、関係者等の支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所や市町村、保健所、教育機関、医療機関等との総合的な構築強化として、岡山県子ども家庭課による「児童養護施設における事例検討会事業」「子育て家庭サポート強化事業」に医師・心理士を派遣し、ネットワークの構築を図った。 ・岡山県子ども家庭課による2事業「児童養護施設における事例検討会事業」「子育て家庭サポート強化事業」に医師・心理士を派遣し、ネットワークの構築を図った。 | 4 | 4 | |
| 8 | <p>③臨床研究の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な支援ネットワークの構築強化として、岡山県子ども家庭課による「児童養護施設における事例検討会事業」、「児童相談所スパート強化事業」等に参画して家庭サポート強化事業」等の構築を図る。 ・弁護士等からの事例相談等を通じて、刑事関連の問題を有する親や虐待事例への総合支援体制機能強化を推進する。 ○患者家族を対象にした総合的な支援・ネット依存症児への治療プログラムの開発や、その家族に対する家族教室を実施する。 ○総合的な支援ネットワークの構築強化として、岡山県子ども家庭課による「児童養護施設における事例検討会事業」「子育て家庭サポート強化事業」に医師・心理士を派遣し、ネットワークの構築を図った。 ・岡山県子ども家庭課による2事業「児童養護施設における事例検討会事業」「子育て家庭サポート強化事業」に医師・心理士を派遣し、ネットワークの構築を図った。 | 4 | 4 | |

| | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|---|--|---|--|--------|-----|------|
| 9 | (3)精神科医療水準の向上 ①調査・研究及び関係機関との連携 ・精神疾患の原因や病態解明に向けた研究を充実させるため、岡山大学と強力に連携する。また、他の研究・医療機関とともに連携を進め、診断・治療法の開発などに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○治療抵抗性統合失調症に対するクロロムECT療法とともに、岡山事業難治性精神疾患治療法の確立を目指す。 ○岡山大学をはじめ、全国の大学との共同研究を実施できる体制の構築を進めよう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○クロザピン血中濃度測定の受託センターが加入した。血中濃度測定数は約200件となり、測定精度の向上に努めた。 ○岡山大学、千葉大学との共同研究（厚生労働科学研究）を受託し、実施体制を整えた。 | 4 | 4 | |

| | 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|----|---|--|---|--------------|----------|---------|
| 10 | <p>②精神科医療従事者への研修</p> <p>・県内の精神科医療職員の資質向上を目標とし、研修生・実習生・研修会を開催する。</p> | <p>○研修実習生の受け入れを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修医 35名 ・医学部学生 8名 ・看護師 300名 ・精神保健福祉士 8名 ・作業療法士 25名 ・臨床心理技術者 10名 | <p>○研修実習生の受け入れを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修医 44名 ・医学部学生 10名 ・看護学生 311名 ・岡山県立大学42名、川崎医療福祉専門学校22名、玉名、吉備国際大学50名、山陽学院大学22名、順正高等看護専門学校28名、岡山常盤大学短期大学2名、野崎合医療専門学校73名、神戸常盤大学2名、計8校から311名受け入れ ・精神保健福祉士 13名 ・作業療法士 9名 ・臨床心理技術者 33名 ・姫川庄厚生専門学校 4名、川崎医療福祉大学 9名 | 4 | 4 | |

| | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|----|--|---|--|--------|-----|------|
| 11 | <p>③地域に根ざした精神医療提供体制の構築</p> <p>・岡山県保健医療計画の確実な実施のため「自殺対策を含む急性期への重点化」「病床の機能分化」「訪問看護などの充実」医療を提供する機能を根ざした精神医療提供体制の構築を図る。</p> <p>○自殺対策を含むうつ病対策として保健所など、行政機関が開催するセミナー、研修会に講師として参加し、自殺予防対策の専門的な助言を行った。</p> | <p>○入院医療の急性期化対策として、入院時から患者のアセスメントと治療計画を立て、集中的なチーム医療を実現する。また、患者の病状の変化に応じて、その都度会議を通して計画変更を行った。</p> <p>○院外の訪問看護職員を対象に地域精神看護の知識や支援について普及する。</p> | <p>○7/11 岡山市 第1回いじめ問題対策専門委員会出席 10/5 岡山市 「うつをこえて（岡山）講演会」講師 1/28 倉敷市 平成30年度 自殺未遂者支援に関する情報交換会講師 2/20 倉敷市 平成30年度 第1回 倉敷市自殺未遂者支援事業評議会議長等に参加するとともに、県庁ストレス相談室へ月1回、医師を派遣することとで自殺予防対策のための専門的な助言を行った。</p> <p>○入院時より治療計画を立てたためにケア会議やチーム会議を行い、集中的なチーム医療を実施した。また、患者の病状の変化に応じて、その都度会議を通して計画変更を行った。</p> <p>○看護協会主催の訪問看護研修：2コースにて実施。計88名が参加した。</p> <p>○6月にフォローアップ研修を実施した。</p> <p>○昨年度実施した「訪問看護ステーションへの研修（1クール4日間）」に加え、フォローアップ研修を2日間追加で実施する。（メンタルセンター岡山と協力）</p> | 4 | 4 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|--|---|---|--|--|------|
| 12 高齢化の進展による社会的要請と地元ニーズに連携するため、診療所・介護施設等との連携により高齢者への専門的な取組を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合病院救急科と連携し高齢者の精神科救急にとりくむ。 ○認知症、器質性精神疾患など高齢者特有の精神疾患に対応するため、専門医療機関等での研修に参加し、専門性を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化による患者ニーズの変化に対応するたために、総合病院救急科と連携しながら、高齢者においても一時的な受け入れを行うことでの受け入れも実施した。 ○高齢者特有の疾患に対応するため、認知症専門医を招聘し、7月『認知症の基礎について』というテーマで院内研修会を開催した。 | 4 | 4 | |
| 13 ④海外の研究・医療機関との技術交流 ・先進医療を習得するため職員を海外の研究・医療機関に派遣する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○海外で勤務する精神医療従事者（医師等）との交流をつづけ、岡山県での精神科医療水準を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「the 20th International CBT for psychosis meeting」オックスフォード大学に医師を派遣した。また、Virtual Realityを用いたCBT(認知行動療法)施設において研鑽を図った。 | 4 | 4 |
| 14 (4)精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 ①普及活動 ・地域住民、事業所、医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を行って精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう理解を深めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○スクールソーシャルワーカー養成にむけての研修依頼を受ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢精神障害者を支援する介護職員養成研修の講師を受ける。 | 4 | 4 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ベネッセビジネスメイト（ベネッセ特例子会社）にて本人、職員へ講座を開催する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用の拡大のため、障害者職業生活相談員資格認定講習「障害別にみる雇用の実際」に講師として参加することで、民間会社での積極的な障害者雇用への理解を深める活動を行った。 | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---|--|---|-----------|-------|--|
| 15 ②ボランティアとの協働 ・地域住民や学生等ボランティアの受け入れを行いう。目標：ボランティア受け入れ年間80名 目標：ボランティア受け入れ年間50名 (サンクト) | ○地域住民や学生等のボランティアの受け入れを積極的に行う。 目標：ボランティア受け入れ年間38名 (デイケア班) 目標：ボランティア受け入れ年間50名 (サンクト) | ○ボランティアの受け入れを積極的に行った。 デイケア班にて 年間135名 サンクト診療所にて 年間 38名 の受け入れを行った。 | 4 | 4 | |
| 16 (5)災害対策 ①災害支援 ・岡山県地城防災計画等に基づき「災害時精神科医療中核病院」として医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下した医療機関等への支援を行う。 | ○災害発生時に、県内精神科医療の提供レベルができるだけ低下しないよう、関係機関と連携した支援及び受援の体制を強化する。 目標：年2回以上 | ○地域交流として年2回(鹿田夏祭り、東古松秋祭り)に参加した。また地域病院交流会を開催し、地域とのつながりを強化した。 | 4 | 4 | |
| 17 | ・全国的な規模の災害支援については、求められる支援を積極的に行い、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の中心的な役割を行う。 | ○昨年に引き続き、当院を開催場所として『岡山DMAT・DPAT合同ロジスティック研修』を行い、連携の強化ならびに技能維持に努めた。 | 4 | 4 | ○事業 자체がないため実施なし |
| | ・DPAT事務局主催の研修他へスタッフの派遣を行ない人材育成の中心的な役割を担う。 | ○12月に開催された平成30年度DPAI統括者・先遣隊技術維持研修に講師として2名の職員を派遣した。 | 4 | 4 | く西日本豪雨災害支援について> ○7月に発生した西日本豪雨災害において、これまでの災害支援の経験を活かし、巡回は、これまでの災害支援を行った。保健師チームと連携をとり被災地域における診療支援を行なうとともに、被災したまきひ病院の機能回復ならびに被災職員の支援を行った。 |
| | ○厚労科研「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の機能強化に関する研究」に参加し、DPAT活動マニュアル改訂に参画する。 | ○事業自体がないため実施なし | 4 | 4 | ○7月に発生した西日本豪雨災害支援について> ○7月に発生した西日本豪雨災害において、これまでの災害支援の経験を活かし、巡回は、これまでの災害支援を行った。保健師チームと連携をとり被災地域における診療支援を行なうとともに、被災したまきひ病院の機能回復ならびに被災職員の支援を行った。 |

派遣人数 延べ85名
派遣期間 7月8日～7月27日

| 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|--|---|--|---|-----|------|
| ②危機管理体制 ・災害時の被害を最小限に止め るための対策を講じる。また、 被災後の早期復旧が可能なと よう施設の維持管理を徹底し、 職員へ周知するなど危機 管理体制の強化を行う。 | ○EMIS等の外部システムも組み込んだ災 害時対応マニュアルを作成する。 ○備蓄食品を再整備し、備蓄食使用方法 をマニュアル化する。 | ○2018年度版マニュアルを作成した。今後は 周知を行うとともに、訓練を通してより実 践的なマニュアル整備を行う。 ○備蓄の再整備、備蓄庫の配膳について、一 目でわかるよう、配置方法を変更。 <u>アレル ギー等の禁忌情報も可視化した。</u> | 4 | 4 | |
| 19 | ・受援体制については早期に被 害地域で精神科医療及び精神 保健活動が効率的に行えるよ う体制を構築する。 | ○県内精神科病院の多くが参加しやすい 研修を開催する。 | ○第1回DPAI連絡協議会に参加し、岡山県・ 岡山市と県内の精神科病院に向けた研修会 開催に向け、協議を行った。 | 4 | 4 |
| 20 | ・災害時の障害者や高齢者のた めの緊急一時避難所として役 割を果たす。 | ○引き続き、地元町内会を通して周知す る。 | ○7月の豪雨災害を受け、東古松本町内 会でも災害への意識が高まつたことで、災 害時の避難方法や備蓄など災害時の共 同的な災害情報を発信することで、町内会との共 同での災害研修を実施することができた。 | 4 | 4 |

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
2 患者や家族の視点に立った医療の提供

- | | |
|------|--|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ① 患者の権利を尊重した医療の提供 精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。 ② 患者・家族の満足度の向上 患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるよう努めること。 |
|------|--|

| | 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 県 法人 評価 | 参考意見 |
|----|--|--|--|---------------|------|
| 21 | (1)患者の権利を尊重した医療の提供 ①患者への適切な情報提供 患者中心の医療を常に実践し、インフォーム・コンセントを徹底する。また、セラピードオピニオンにも積極的に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○入院初期から患者・家族への情報提供を行い、より安心感のある治療を目指す。 ○医療保護入院者においては退院後生活環境相談員を選任し適切な退院支援を行なう。 ○入院初期より家族へ丁寧な対応と、家族心理教育（家族ゼミ）を実施、退院後は院内の家族心理教育FSPEAKへ繋がるよう援助していく。 ○外来来院時に初発精神病患者への積極的な声かけを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○入院してくるすべての患者・家族へ初期面接を実施し、経済的・社会的困難に対し早期での介入ができるため、スムーズな入院治療を開始することができた。 ○医療保護入院のケースに関しては、各入院棟の精神保健福祉士を退院後生活環境相談員として選任し、適切な退院支援を行なう。 ○また、入院初期から、初発統合失調症の患者に対する家族教育として、家族ゼミの声かけを行ない、64名の参加があつた。その後には院内FSPEAK（初発統合失調症家族への支援プログラム）につながるよう支援を継続した。 ○約140名の初発精神病患者への積極的な声かけを行なう。 | 4 | 4 |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|--|--|--|-------------|-------|---------|
| 22 ・法人の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するなど、情報発信を充実する。 | ○ホームページを適時更新し、情報公開 ○外来患者・家族への情報提供を充実させる ・福祉制度や就労支援事業所などのチラシや広報の充実 ・疾患に関するパンフレットの充実 ・地域にあるクリニック情報 ○依存症対策アプリなど、県民の精神保健に資する当院の研究成果をわかりやすくまとめたホームページに構築する。 ○新規事業者による情報発信を充実する。 | ○職員募集や研修会の開催など、適時最新情報をお伝えする社会資源の情報提供のチラシを作成し、クリニックの情報(対象患者者、カウンセリングの有無、駐車場、薬局など)を患者さんに合わせて提供している。 ○当院で開発した、アルコールへの依存度をインターネットにて簡単に調べられる「SNAPY-CAT」を当院のホームページからアクセス可能にした。 | 4 | 4 | |
| 23 ②職員教育 ・全職員及び契約事業者が、法令等を遵れるよう職員の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。 | ○看護職員：クリティカルラダー別対象に研修を開催し、職員教育を行なう。また、パートナーシップ・ナーシングシステム(PNS)において、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を0JTで育成する。 ○研究者：法令遵守リテラシーを高める。目標：研究倫理講習会（年2回）の実施回数の実施 倫理審査委員会事務局職員のスキルアップ研修参加（年1回） | ○入職時の集合研修を開催し、患者を中心の医療提供が実施できるよう職員教育を徹底した。 ○毎月1回の新任者研修、継続教育研修としての全体研修と部署別研修、その他クリティカルラダーに応じた研修を開催していく。また、すでに全入院棟に導入したパートナーシップ・ナーシングシステムにおいて、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を0JTで育成した。 ○4月13日に看護補助者に対して感染に関する知識技術の習得、個人情報の厳守等について研修会を開催した。 ○研究倫理講習会を2回（8月、2月） （8月）コングラミアンス講習会を実施した。 （8月）また10月には、岡大開催のデータマネジメント研修会に参加しスキルアップに努めた。 | 4 | 4 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|---|---|--|---|-----|------|
| 24 (2)患者・家族の満足度の向上・相談窓口、意見箱等について必要な改善を実現するため、医療及びサービスの質の向上を図る。 | ○患者相談窓口を設置し、様々な相談には対応していく。困難なケースについては多職種チームを形成しカンファレンスを開催しながら問題解決を行う。 | ○相談窓口で受けたケースについては随時カウンターレンスを実施し、医療福祉班、地域支援チーム、相談支援班、事業所院連携班、地域での問題解決を行つた。携内など多職種での問題解消を行つた。院外の機関など、他の病院では見られない体制での支援を行つた。 | 4 | 4 | |
| 25 | ・患者が院内で快適に過ごすことができるよう、療養環境の向上、安全かつ良質で食生活の改善に繋がる入院食の提供等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○患者の摂食機能に対応し、かつ満足度の高い食事を提供するため、多職種による食形態（名称を含む）の検討を行う。 ○肥満、内科疾患等の健康問題を抱える方に対する、健康指導、食生活支援を多職種により行う。 目標：年5件以上 ○食事を通じて時候を感じていただけるような給食イベントの実施を行う。 目標：年5回以上 | <ul style="list-style-type: none"> ○多職種による食形態の評価、検討を実施し満足度の高い食事の提供に努めた。 ○隨時行う栄養指導とは別に、必要性の高いものに対しては個別に健康指導、食生活支援を8件実施した。 ○給食イベント5回実施 全入院棟でのイベント 2回 西2入院棟でのイベント 1回 東入院棟でのイベント 1回 中2入院棟でのイベント 1回 | 4 | 4 |

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3 医療の質及び安全の確保

| | |
|------------------|---|
| 中 期 目 標 | ①医療水準の向上 大学等との連携により医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、公立病院として高度化した医療に対応することとともに、精神・精神科医療水準の向上を図ること。 |
| | ②医療安全対策の徹底・検証 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。 |

| 年 度 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---|---|---|-------------------|----------|---|
| 26 (1)医療水準の向上 ①優れた医療従事者の確保 ・精神科領域の各分野に対する医療従事者に対する対処ができる医療の専門的に対応するため、病院の特長を発信するなどととともに大学・医療機関との連携を深めながら優れた人材を確保できるよう努める。 | ○優れた医療従事者を確保するため、子育てや家族の介護等に配慮した職場環境を創出し、ワーキングバランスの実現に向けた取組を一層進める。 目標：無期・有期雇用形態を問わない、育休の取得 | ○無期雇用職員(正職員)のH30年育休度取得中の職員数（3月31日時点での産休・育児休業中職員11名、H30年度中に復職した職員7名） 有期雇用職員の育児休業者1名あり、雇用形態に問わらず育休の取得を認めた。 | 4 | 4 | ○専攻医の病院見学2名の受入を行った。またFacebookを開設し、広く情報発信した。 ○大学や看護協会の就職ガイダンスに参加。 3/1 新見公立大学 就職合同説明会 3/3 看護就職フェア 3/13 山陽学院大学 就職説明会 ○オープンホスピタル2回開催した。（6月・8月）看護師・新卒予定者：計40名参加 インターンシップ2回開催 日8日、17日） 7月・9月・3月の採用試験において8名の入材を確保した。 |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|--|-------------------------------------|----------------------------|---|
| 27 | ②高度な専門性を持つ職員の養成・専門医、認定看護師等、専門性の高い長期・短期留学等を、より充実させる。 | <p>○専門性の高い資格取得に向け、長期・短期留学等の研修が受けられるよう各種制度の利用を促進する。</p> <p>○職種に關係なくより幅広い職員に研修機会を与えるため、外部から院内電子掲示板等による院内周知をした。また海外研修に参加をさせている。</p> <p>※「岡山県精神科医療センター職員海外研修制度」を利用 H30.5.9～5.16 研修先イギリス 医師1名 H30.8.26～8.31 研修先アメリカ 作業療法士1名</p> | 4 | 4 | |
| 28 | (2)医療安全対策の徹底・検証 | <p>・全職員が患者の安心、安全を最優先にして迅速かつ万全な対応を行うことができる委員会を中心として、医療安全として、情報の収集及び分析を行い、医療安全文化を醸成する。</p> <p>○全職員が患者の安全を最優先して対応が行われるよう医療安全研修会を開催し、職員の意識を高めるとともにアシデントの再発防止対策に取り組む。 目標：医療安全対策研修会の開催 年2回以上</p> <p>目標：危険予知トレーニング研修の開催 各部署年1回以上</p> <p>○NSTラウンドで、身体的なフォローが必要な患者へ栄養管理指導を行う。また、定期的に身体ケアに必要な手技・知識について勉強会を実施し、その内容を院内へ周知する。 目標：NSTラウンドの実施 年40回以上 勉強会の開催 年2回以上</p> <p>○NSTによるリスク啓発、アセスメントシートの活用により、誤嚥・窒息リスクに関する取り組みを行う。</p> | <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> | <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> | <p>これら活動を通して、職員の医療安全への意識を高めるとともに、より患者の安全が守られるよう医療安全対策を徹底した。</p> |

第3 患者との他の業務の質の向上に関する事項
4 患者の自立と社会参加への取組の強化

| | |
|------|---|
| 中期目標 | <p>①地域移行・生活支援のための体制整備 「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、多様化する精神科医療ニーズに即応する多職種からなるチームを編成し、ケア会議の開催や効率的、効果的なリハビリテーションを行い、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むとともに、地域移行に向けた段階的な支援と生活を支える医療・福祉サービスの体制整備を行うこと。</p> <p>②地域医療連携の強化 地域医療者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。</p> <p>③訪問・通所型医療の提供 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が統一されること。</p> |
|------|---|

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|--|---|-------|---|
| 29 | <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備 「精神科医療ニーズに即応する体制」 ・クリティカルパスを活用して患者の疾患、病態及び自立の程度にあわせたリハビリーションを実施する。</p> | <p>○入院医療から地域移行・地域定着に向けて個々のニーズに応じた切れ目のない効果的なリハビリテーションを推進する。 目標：作業療法の実施月2,800件以上</p> <p>○地域移行・定着を目標としている慢性期の患者を対象に、それぞれのニーズ、に応じた支援を相談支援事業所との連携を推進する。</p> | <p>○月平均2,794件のリハビリテーション実施し、計画を概ね達成することができた。</p> | 4 | <p>○地域移行・定着に向けニーズに合わせた支援を実施した。 新規：計画相談支援56名 地域定着支援5名 計画相談支援89名 地域移行支援5名 地域定着支援20名 累計：計画相談支援56名 地域定着支援89名 地域移行支援5名 地域定着支援20名</p> |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|---|-----------|-------|---------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の社会資源・関係機関等との連携を強化し、患者の生活の質の向上を図る。デイケアにおける出前講座の実施や、施設・企業見学を実施する。 ○地域連携室会議などを通し当院の資源や、他院の資源について共有をする。 ○地域の福祉事業所の窓口として精神保健福祉士を中心とした連携室の機能を充実させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業実習として7月末～8月にかけて、2名の方をセビジネスマートにつなげることができた。 また、企業見学として、ベネッセビジネスメイト、JRあいウェル、イオントリニティ、キヤウディッシュに訪問するなど、積極的な地域移行・生活支援につとめた。 資生堂や就労移行支援事業、ハローワーク、就業・生活支援センターの出前講座を実施し、連携強化につとめた。 ○地域連携室会議で他院とお互いに情報提供を共有することができた。 ○地域の福祉事業所の窓口として問い合わせに応えを行つた。 対応件数　月平均538件　計6,457件 | | | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|--|--|-------------------|---------|
| | | | 4 | 4 | |
| 30 | <p>・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。</p> <p>○退院促進ワーキング 病棟、地域連携、管理部門も協働で開催。他院の状況や地域資源のあらためた開拓を含め協議する。</p> <p>○サント診療所デイケアに通院されている患者への、栄養指導、健康管理を行なう。 目標：月2回以上</p> | <p>○毎月退院促進ワーキングを開催し、各入院棟、地域連携室、地域支援チーム、管理部門にて協議を行なう。また、行動障害のある患者に対するアプローチは、県発達障害者支援センターと協働で地域支援をしている。</p> <p>○月3回健康チェック、栄養指導を実施した。 健康チェック(月1回) 個別栄養指導(月2回) 集団指導(年3回) これらの中から、指導を通して患者の健康管理支援を行なった。</p> | | | |
| 31 | | <p>○困難事例のすべてに多職種チームを編成し、患者中心に協働する。またチーム支援を病棟・病院全体で行い、地域のネットワークを広げていく。 目標：退院促進ワーキングの開催 1回/月</p> <p>・退院後に地域において孤立しないための仕組みづくりができるよう、必要に応じて入院中から行政、関係機関等と連携して、患者の退院支援を行う。</p> | <p>○毎月退院促進ワーキングを開催するとともに、強度行動障害の行動療法研修会への参加、強度行動障害地域医療支援センターへの視察、強度行動障害連絡会議に出席するなど、困難事例に対応するための知識・技術の向上につとめた。</p> <p>○退院後の生活に向けて入院中から多機関での連携を行なった。 措置入院患者の地域移行については、ガイドライン制定とともに、保健所をはじめ行政機関とも支援計画を作成し、退院後に安定した地域生活が送れるよう特に重点的に支援を行なっている。 また地域に移行した後も、定期的なケア会議や情報提供、患者への面接を継続している。</p> <p>○外来ケースに地域支援チームも加わりフォローを実施している。</p> <p>○外来ケア会議456件実施。訪問看護ステーションや相談支援事業所などの関係機関と連携し、地域支援を実施している。</p> | <p>4</p> <p>4</p> | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|--|--|-------------|-------|---|
| 32 | <p>③患者の自立と社会参加を積極的に支援するため、相談機能を充実するなどもに関係機関、福祉施設等との連携を強化する。</p> <p>○外来での就労支援の情報提供を増加させる。 ○就労支援に関する情報提供の資料を充実させる。</p> <p>○労働局、就業・生活支援センターの運営会議に参加し、関係各所との連携を強化する。</p> | <p>○外で就労支援事業所の情報提供ベースを設け、これまでより多くの情報提供を実施した。</p> <p>○岡山県障害者就業・生活支援センター運営協議実行委員として参加し、障害者職業生活相談員資格認定講習会に講師として参加することを通じて、より関係各所との連携を強化した。</p> <p>○就労移行者 28名 うち一般 4名 一般(復職) 2名 一般(アルバイト) 4名 一般(障害者伴) 8名 就労継続支援A型事業所 7名 就労継続B型事業所 3名</p> | 4 | 4 | |
| 33 | <p>(2)地域医療連携の強化</p> <p>・地域医療機関の機能を把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。</p> | <p>○連携会議で当院の見学会を実施し当院の資源を積極的に紹介する。</p> <p>○回復期リハビリテーション病院、療養病院からの精神科患者の受入がスマートに行われるよう連携室との協議を行う。</p> <p>○岡山市立市民病院連携室と勉強会を実施し、精神科病院の入院形態や同意者などのルールの共有を図る。</p> <p>○デイケアを有していない精神科診療所等と連携し、積極的にデイケア利用者の受入れを行う。</p> | 3 | 3 | <p>○連携会議にて意向があつた場合に積極的に見学会を開催し、当院についてより知つてもらえる機会を設けた。</p> <p>○旭東病院のネットワーク会議に地域連携班より職員を派遣し、患者の受入がスマートとなるよう協議を行つた。</p> <p>○3月14日に岡山市民病院の地域連携室との間で連携室間会議を行い、より身体科からの患者の受入がスマートとなるようルールの共有を行つた。</p> <p>○デイケアを有していない精神科診療所等と連携し、積極的にデイケア利用者の受入れを行つた。 実績：デイケア新規受入人数119名（平成29年度111名）</p> |

| 中 期 計 画 | | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---------|---|--|---|-------------|-------|---------|
| 34 | ・身体合併症のある患者に対し、適切な医療を提供するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○身体科病院と連携し、身体・精神合併症患者の入院受け入れ・電話相談・身体科病院への往診を行う。 ○「岡山市身体・精神合併症救急連携モデル事業」を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○身体科病院との連携による対象者290名 <ul style="list-style-type: none"> うち入院 103名 外来診察 87名 電話相談 98名 往診 2名 ○岡山市身体・精神合併症救急連携事業により連携体制が整備されている総合病院からの受診や電話相談を迅速に対応することができた。 | 4 | 4 | |
| 35 | ・県内における精神科医療資源の乏しい地域においても住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の派遣 目標：県内の精神科診療支援4カ所 児童思春期外来支援 2カ所 | <ul style="list-style-type: none"> ○県内の医療資源の乏しい地域への対応をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市民病院 ・まな星クリニック ・岡山西大寺病院 ・向陽台病院 ・きのこエスポアール病院 ○【児童思春期外来支援】 7カ所 <ul style="list-style-type: none"> ・まな星クリニック（岡山市） ・向陽台病院（真庭市） ・岡山県子育て家庭サポート強化事業（東栗倉村） ・岡山市子ども総合相談所 ・岡山県中央児童相談所 ・倉敷児童相談所 <p>合計7カ所にて医療従事者の派遣を行つた。</p> | 4 | 4 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|------|--|---|--------|-----|------|
| | | | | | |
| 36 | (3)訪問・通所型医療の提供 ・精神障害者が地域で生活するため、関係機関とのネットワークを構築し、デイサービスの提供並びに訪問支援の通所サービスによる専門職種による問看護を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・患者ニーズを尊重したりカバリー視点での支援を提供するため、多職種によりモジュール型看護方式を探用し、モジュールを増やし、各モジュールの担当エリアを整理し直した。 ・各モジュールの担当エリアを整理し直すことで、患者数の偏りをなくし、かつ移動時間の短縮化を図り、実質的な支援力の担保につなげて質の高い支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 目標：訪問看護件数650件以上 (医療觀察法対象者含む) ○平成31年度までに2モジュールから3モジュールにできるよう人的資源・物的資源の調整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域支援部門の役割や業務内容を共有・協議の上、分担すべき業務と協務と協働すべき業務について共通認識を持つ。 ・平成30年度はサンクト診療所の管理者と定期的に協議する場を設ける。 ○病院デイケア <ul style="list-style-type: none"> ・急性期から回復期の患者を対象に、対象者コース別のデイケアアプローチを実施する。また、地域における生活や就労の支援機関と連携し、社会参加を促進する。 ○東古松サンクト診療所デイケア <ul style="list-style-type: none"> ・主に維持期の患者を対象に、利用者のニーズとベースに合わせた支援を組み立て、実施する。また、地城の社会資源・支援機関と連携し、支援が送られるよう取組む。 ○訪問看護機能の強化のため <ul style="list-style-type: none"> ・看護師15名、作業療法士2名（事従）、精神保健福祉社士1名（兼務）の多職種で訪問看護支援を実施した。 ・モジュール数を増やし、各モジュールの担当訪問看護件数 月平均736件実施。 ○2モジュールから3モジュールへ編成し、業務整理と必要な資源の配置を行った。 ・訪問・サンクトで協議を行ない、往診・訪問診療について業務整理を行った。 ○デイケアにてハローワークとの連携モデル事業、企業、各機関との連携により、企業が事業や見学を実施し、デイケア利用者の状況に合わせたプログラム内容に変更した。 ○サンクト診療所デイケアにて定期的に面接を実施している。 1日平均利用者数は40.4名、見学者49名、新規登録者8名 ・他機関と定期的なケア会議を行い、患者に情報共有をしている。 | 4 | 4 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|--|--|---|--------|-----|------|
| 37 精神科医療資源の乏しい地域に居住する障害者や受療中断者等を対象に実施する。 | ○未治療者や引きこもり等、民間病院では実施困難なアウトリーチ事業を岡山県精神保健福祉センターと協働して実施する。 | ○昨年度よりも困難な事例に対し、アウトリーチを延べ38回、関係者の相談、他機関との連携を実施。また、本人や家族など、昨年以上に多くの支援を行った。 | 4 | 4 | |

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|---|--|--|--|--------|-----|--|
| 38 1 地方独立行政法人制度の特長を十分にいかして、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不斷の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。 | ① 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築 ・地方独立行政法人の特長である機動的かつ彈力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿つた政策医療の推進と健全経営を継続する。 | ○経営判断に不可欠な指標を整備する。 ・医療の質に関する指標整備のため、各種団体のQIに積極的に参加する。 | ○全国の精神科医療の標準化・医療水準の向上を目的として、日本病院会QI(医療の質: Quality Indicator)、全国自治体病院協議会QI、NCP(国立研究開発法人国立精神・神経医療センター)主導のPECO: Psychiatrist Electronic Clinical Observation)に参加することも、その指標を当院にも当面はめることで当院の医療の質の向上のために取り組んだ。 | 4 | 4 | ○全国の精神科医療の標準化・医療水準の向上を目的として、日本病院会QI(医療の質: Quality Indicator)、全国自治体病院協議会QI、NCP(国立研究開発法人国立精神・神経医療センター)主導のPECO: Psychiatrist Electronic Clinical Observation)に参加することも、その指標を当院にも当面はめることで当院の医療の質の向上のために取り組んだ。 |
| 39 2 業務運営の不断の見直し (1)予算執行について ・運営費負担金の使途に關しては、透明性を図る。また、業務の執行に關する費用を明確にする。 (2)報酬について ・運営費負担金の担保し適正な運用には、透明性を図る。また、業務の執行に關する費用を明確にする。 | ② 業務運営の見直し ・運営費負担金の使途に關しては、透明性を図る。また、業務の執行に關する費用を明確にする。 | ○健全経営を維持しつつ、公的病院としての役割を遂行できるよう、「見える化」出来るよう関連システムを整備する。 | ○訪問看護など、患者の地域移行を促すこととする目的として多くの人的資源を投入していく分野などを不採算な事業とすることで、当院の採算性を明らかにすることでの行わなくてはいけない事業にかかるコストについて見える化を行い、健全経営の維持に努めた。 | 3 | 3 | ○健全経営を維持しつつ、公的病院としての役割を遂行できるよう、「見える化」出来るよう関連システムを整備する。 |

| | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|----|---|---|--|--------|-----|--|
| 40 | (2) 委託、売買、請負等の契約について業務は、複数年契約や複合契約など多様な内容に応じて的確な委託業務を行ふ。 | ○引き続き委託契約方法についての見直しを行い、より効率的かつ効果的な委託業務の管理に努める。 | ○自動ドアやエレベーター、次亜水設備、がん検査機器などの施設整備には個別の契約として実施した。複合契約としたことにより、迅速かつ柔軟な対応が可能となり、契約金額についても減額することができた。 | 4 | 4 | |
| 41 | ・売買、請負等の契約は、透明性・公平性を確保する。また、緊急を要するものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応し、内容に応じて的確かつ効率的な契約を行う。 | ○売買、請負等の契約については、特に医療の質の低下につながらないことに注意し、医療の質に関わらないものについては、費用の節減を図る。 | ○電力自由化により、複数の電力販売会社から市場価格についての情報を収集し価格交渉を行うことで、電気料金の節減に努めた。(電気料金4.4%削減 年間削減影響額1,300,000円) | 4 | 4 | |
| 42 | ・薬品や診療材料、給食材料に関する市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。 | ○在庫管理システムによる管理・点検を行い在庫管理の徹底や必要に応じた購入、自治体病院協議会が実施しているペシチマーケットの推移などを参考にし、材料費の削減を図る。 | ○在庫管理システムにて、一定量を在庫として保管し使用分のみを自動で登録するシステムを使用し、不要な在庫を抱えず無駄な発注を抑制することで、在庫量の縮減につとめた。また、自治体病院協議会でのベンチマーク分析の結果を参考にすることや、購入量の多い品目に対し、重点的に価格の見直しを行ふことである。 | 4 | 4 | <全国自治体病院協議会のベンチマーク分析システムより> ○値引き率 全医薬品 12.79% 全国精神科病院 当院 先発品 11.78% 15.33% 後発品 19.52% 13.62% 29.33% |

| | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|----|---|---|---|--------|-----|---|
| 43 | (3)収入の確保 ・診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れの防止対策に努める。 | ○適切な診療報酬請求を行いうため、請求漏れや減点傾向を精査し、医局会等を通じて医師、その他職員に周知する。 | ○査定および返戻を最小限に食い止めるため、査定傾向と対策について医療部にフィードバックを行つた。また電子カルテシステムとレセプトチエックソフトのチェック機能を強化し、ヒューマンエラーによる査定減に努めた。 実績：査定検討会 年12回 | 3 | 3 | |
| 44 | | ・診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に対応するため適切な施設基準を取得し、収入の確保を図る。 | ○医療、介護同時改定となる30年度診療報酬改定に迅速かつ適切に対応し、収益の確保に努める。 | 4 | 4 | |
| 45 | | ・未収金発生の未然防止対策に積極的に取り組むとともに、未収金の早期回収を図る。 | ○外来受診時や入院時に高額療養費等、福祉制度の概要や支給を受けるための手続方法について周知する ○分割納付者、高額未納者に対する管理制度を含む適切な未収金対策に取り組む。 | 3 | 3 | ○平成30年度診療報酬改定の影響を事前に調査し、6月から西4入院棟にて精神科救急入院料看護職員夜間配置加算を算定開始した。また、平成30年8月より中3入院棟を急性期治療病床の3床減床につけても、即時に児童精神科病床2床、重度など、医療二床に合わせ病床機能を効果的に変更することで、病床の有効活用と収入の確保を行つた。 ○院内掲示や、外来にあるデジタルサイネージ電子掲示板にて周知を行うなど、周知徹底を計画窓口にて説明を行うなど、周知徹底に努めた。 ○未納者については外来受診時に面談等を行い、未収金回収事務を徹底した。 また、退院後一定の期間経過後も入金がない患者全員に対しては、①支払依頼文書②警告文③内容証明④少額訴訟の手続きを行ない回収率の向上に努めた。 実績：内容証明送付13件（うち2件全額納付、3件3割納付、8件入金なし） 入金なしの内5件は内容証明受取拒否であったため、普通郵便で督促を行つた。 |

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中
の財務内容の充実を図ること。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 実施状況 | | | 法人自己評価 | 県評価 | 参考意見 |
|--|-----------------------------------|--|------|-----|---------|--------|-----|------|
| | | | H29 | H30 | H29全国平均 | | | |
| 46 第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施するこ とににより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。 1 予算別紙1 2 収支計画別紙2 3 資金計画別紙3 注) 運営費負担金等 運営費負担金等について、運営費負助成のための運営費負 担金等とする。 | 1 予算別紙1 2 収支計画別紙2 3 資金計画別紙3 | ○全国の自治体精神科病院と比べ、極めて高い水準での経営状態を維持した。 【経営管理指標】 (単位: %) | 4 | 4 | | | | |

| | 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 價 | 県 評 價 | 参 考 意 見 |
|-----|--|--|--|-------------|-------|---------|
| 、47 | 第 6 短期借入金の限度額 1 限度額500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り 資金への対応 | ・平成30年度中の計画はない。 | ○平成30年度における短期借入はない。 | — | — | |
| 48 | 第 7 重要財産を譲渡し、又は 担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。 | ・平成30年度中の計画はない。 | ○平成30年度において、重要財産の譲渡、担 保に供した実績はない。 | — | — | |
| 49 | 第 8 剰余金の用途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資 (病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等)に充てる。 | ・決算において剰余を生じた場合は、将 來の投資(病院施設の整備・修繕、医 療機器の購入等)に充てる。 | ○剰余金については、第3期中期計画の財源と して積み立てることとした。 | 3 | 3 | |
| 50 | 第 9 料金に関する事項 (略) | | | — | — | |

第6 その他業務運営に関する重要な事項

| | | | |
|------|--|---|------------------------------------|
| 中期目標 | 公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。 | | |
| | 1 施設及び医療機器の整備に関する計画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 |
| | 2 適正な就労環境の整備と人事管理 | ○岡山市北消防署跡地の整備について は、第8次岡山県保健医療計画の実現 のため、県と協議しながら民間医療機 関では対応困難な専門医療を提供でき る拠点整備を検討する。 | ○医療ニーズに沿った施設とするため、県と 協議を実施している。 |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 県 評価 | 法 人 自 己 評 価 | 参 考 意 見 |
|------------------------|--|--|---------|-------------------|---------|
| 51 1 施設及び医療機器の整備に関する計画 | 医療機能に進めるため医療機器の導入を計画的に行う。また、児童から高齢者まで多様化する精神科医療ニーズに対応するため、受診やすい環境を整備し、利用者の利便性の向上を図る。 | ○修繕などの今後の増加が懸念される費 用について、計画的に執行することとし て、施設整備が医療提供の支障とならない よう努める。 ○設備のオーバーホールをすることとし て、5年間の複数年での保守を可能とする こととし、設備更新までの期間内 の縮減を行うとともに、更新までに可能な ようにも安全、効果的な運用が可能とな るよう契約方法の見直しを行つた。 | 3 | 3 | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 県 評 価 | 参 考 意 見 |
|---|---|--|-------------------|----------|---------|
| 52 2 適正な就労環境の整備と人事管理 (1)就労環境の整備 ・働きやすい職場環境を整備するなどもしくは、多様な勤務形態を導入するなどワーキングバランスに配慮した満足度の高い職場づくりを行う。 | ○医療サービスの維持と職員の労働環境に関する整備方針がバランスよく成立するように改革に沿った勤務形態の構築を行いう。 ・勤務間インターバル制度の普及促進 ・産業医・産業保健機能の強化 | ○実施困難とされる医師の働き方改革を推進するため、勤務インターーバル制度について最大限考慮していることを最大限考慮した、人員数が限られた組織においては点検した、産業医による院内巡回については問題点シートの作成により、記録を残して問題点の早期解決に繋げた。 ○育児休業等で申請があつたものは全て承認した。 | 4 | 4 | |
| 53 (2)人事管理 ①人事評価制度 ・業績や行動を職員の給与に反映させるとともに、職員の個人育成及び人事管理に活用するため、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。 | ○目標管理を徹底し、PDCAサイクルのもと全職員に組織目標を再認識させる。 | ○年度当初に全職員を対象として目標管理を実施するとともに、年度途中においても中間評価を行い、組織目標の浸透を図った。また、中間評価において計画達成のために他部署との協力が必要な場合は、要請が行えるよう工夫を行つた。 | 4 | 3 | |
| 54 ②給与制度 ・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度を構築する。 | ○人件費率の増加を抑制するための新たな給与制度を構築する。 | ○フレックスの運用について検討を行い、効率的な労働時間の配分を行うことで、給与費の増加を抑制した。 | 3 | 3 | |
| 55 3 情報管理の徹底 個人情報の取り扱いについての情報管理体制の強化を図ることもとに情報開示については県条例に基づき適切に運用する。 | ○個人情報の範囲、取り扱い、事例を踏まえた漏洩防止策について研修を行う。 | ○新人研修にて実施し、病院職員として業務に従事する前に、個人情報の取扱いの意識を高め、平成30年度より電子カルテでのカルテ閲覧履歴が参照できるようになります。 また、不適切な患者情報の閲覧を未然に防ぐようなシステムを開発した。 | 4 | 4 | |

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 施 状 況 | 法 人 自 己 評 価 | 景 瞳 評 価 | 参 考 意 見 |
|--|---|---|-------------|---------|---------|
| 56 4 中期目標の期間を超える債務負担(移行前地方償還債務に係る表(略)) | ○中期目標の期間を超える債務負担 ・平成30年度中の計画はない。 | ○平成30年度中の計画はない。 | — | — | |
| 57 5 積立金の使途 ・前期中期目標期間越積立金について は、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。 | ○積立金の使途 ・中期目標達成のため、整備計画等の財源とする。 ○事業用地の取得費 ○計画修繕費 ○職場環境改善整備費 | ○中期目標達成のために必要となる計画的修繕として、老朽化した医療機器の整備に積立金を健全かつ有効に活用しながら、かつ健全経営を行うこととで不要に予定以上に、当初の予定なく、当初から今後には備えた財源の崩壊することなく、30年度の剩余金を確保を行った。 | 4 | 4 | |

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター予算

(平成30年度) (単位：百万円)

| 区分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 差額(決算-予算) |
|----------|-------|-------|-----------|
| 収入 営業収益 | | | |
| 医業収益 | 3,722 | 3,859 | 137 |
| 運営費負担金収益 | 3,160 | 3,289 | 129 |
| その他営業収益 | 510 | 510 | 0 |
| 営業外収益 | 52 | 60 | 8 |
| 運営費負担金収益 | 50 | 51 | 1 |
| その他営業外収益 | 46 | 43 | △3 |
| 運営費負担金収益 | 4 | 8 | 4 |
| その他営業外収益 | 187 | 287 | 100 |
| 資本収入 | 187 | 187 | 0 |
| 運営費負担金収益 | — | 100 | 100 |
| その他資本収入 | — | — | — |
| その他収入 | 3,959 | 4,197 | 238 |
| 支出 営業費用 | | | |
| 医業費用 | 3,497 | 3,495 | △2 |
| 給与費 | 3,229 | 3,242 | 13 |
| 2,263 | 2,317 | 54 | 54 |
| 材料費 | 313 | 306 | △7 |
| 経費 | 630 | 595 | △35 |
| 研究研修費 | 23 | 24 | 1 |
| 一般管理費 | 268 | 253 | △15 |
| 給与費 | 180 | 169 | △11 |
| 経費 | 88 | 84 | △4 |
| 営業外費用 | 111 | 96 | △15 |
| 資本支出 | 327 | 294 | △33 |
| 増改築工事費 | 43 | — | △43 |
| 資産購入費 | 4 | 14 | 10 |
| 償還金 | 280 | 280 | 0 |
| その他支出去 | — | 0 | 0 |
| | 3,935 | 3,885 | △50 |

別紙2

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支計画

(平成30年度) (単位：百万円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差額(決算-予算) |
|----------|-------|-------|-----------|
| 収益の部 | | | |
| 営業収益 | 3,917 | 4,055 | 138 |
| 医業費用 | 3,160 | 3,289 | 129 |
| 運営費負担金収益 | 697 | 697 | 0 |
| 資産見返負債戻入 | 9 | 9 | 0 |
| その他営業収益 | 51 | 60 | 9 |
| 営業外収益 | 50 | 50 | 0 |
| 運営費負担金収益 | 46 | 43 | △3 |
| その他営業外収益 | 4 | 7 | 3 |
| 臨時利益 | — | — | — |
| 費用の部 | | | |
| 営業費用 | 3,797 | 3,791 | △6 |
| 医業費用 | 3,506 | 3,513 | 7 |
| 給与費 | 2,345 | 2,395 | 50 |
| 材料費 | 313 | 305 | △8 |
| 測定費 | 193 | 194 | 1 |
| 経費 | 632 | 595 | △37 |
| 研究研修費 | 23 | 24 | 1 |
| 一般管理費 | 291 | 278 | △13 |
| 給与費 | 183 | 173 | △10 |
| 減価償却費 | 21 | 21 | 0 |
| 経費 | 81 | 84 | △3 |
| 営業外費用 | 111 | 96 | △15 |
| 臨時損失 | — | 0 | 0 |
| 純利益 | 59 | 218 | 159 |
| 総利益 | 59 | 218 | 159 |

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター資金計画

(平成30年度) (単位：百万円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差額(決算-予算) |
|--------------------|-------|-------|-----------|
| 資金収入 | | | |
| 業務活動による収入 | | | |
| 診療業務による収入 | 3,958 | 4,086 | 128 |
| 運営費負担金による収入 | 3,160 | 3,282 | 122 |
| その他の業務による収入 | 743 | 739 | △4 |
| 投資活動による収入 | 55 | 65 | 10 |
| 運営費負担金による収入 | — | 100 | 100 |
| その他の投資活動による収入 | — | — | — |
| 財務活動による収入 | — | 100 | 100 |
| 金銭出資の受入による収入 | — | — | — |
| 前年度よりの繰越金 | 1,800 | 1,800 | — |
| 資金支出 | | | |
| 業務活動による支出 | | | |
| 給与費支出 | 3,608 | 3,579 | △29 |
| 材料費支出 | 2,444 | 2,492 | 48 |
| その他の業務活動による支出 | 313 | 303 | △10 |
| 投資活動による支出 | 851 | 784 | △67 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 47 | 13 | △34 |
| その他の投資活動による支出 | 47 | 13 | △34 |
| 財務活動による支出 | — | — | — |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 280 | 280 | 0 |
| その他の財務活動による支出 | 280 | — | 0 |
| 翌年度への繰越金 | — | — | — |
| | 1,823 | 2,114 | 291 |